

平成 26 年 3 月 26 日

上越市議会議長 瀧澤逸男様

総務常任委員会
委員長 笹川栄一

空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（案）について（中間報告）

当委員会では、空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例の制定に向け、所管事務調査や勉強会を開催し、条文の検討や文言の整理を行うとともに、条文の考え方や規定した背景についても逐条解説としてまとめてきました。

つきましては、条例制定に向けたこれまでの検討内容を中間報告としてとりまとめましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 検討結果

当委員会では、老朽危険空き家等の問題は、幅広い視点で総合的に解決を図る必要があるとの認識から、単に老朽危険空き家を除却する手続きだけを定める条例ではなく、老朽危険空き家にしない・させないための未然防止や活用促進の対策も含む包括的な条例となるよう検討してきました。

また、建物その他の工作物に限らず、その敷地、あるいは建物その他の工作物が存在しない空き地についても、良好な生活環境や景観確保の観点から適正な維持管理が必要と考え、条例で規定すべく検討を重ねてきました。

このたび、その結果を条例（案）としてまとめましたので報告いたします。

なお、今後は、条例（案）について議会としての承認を受けた後、市民や行政側の意見を聴いたうえで最終案としてまとめる必要があると考えていますが、これらの作業については、現委員の任期中には困難と思われるので、現委員の任期後も、条例（案）を基に議会として検討を継続し、早期制定に向けて所要の措置を講じられるよう要望して中間報告といたします。

2. 条例（案）

別紙のとおり

3. 留意事項

- (1) 老朽危険空き家等の問題については、法律制定の動きが本格化していることから、条例制定に当たっては下記の点に留意する必要があること
 - ① 管理不全な空き家等に係る固定資産税の住宅用地特例の解除や除却後の減免等、税制上の措置については、委員会の議論に鑑み、法律制定後の税制改正等の状況を踏まえ、必要に応じて検討すること
 - ② 法律制定後、条例（案）と文言の整合を図るとともに、条例で規定できる（又はすべき）範囲についても再検討すること
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例については、上越市パブリックコメント条例に準じた場合、パブリックコメントを行う必要があること
- (3) 条文の表現に関しては、法制執務における一般的な規定や条例の実務的な運用を踏まえる必要があり、特に委員間や委員会と行政との協議において指摘された下記の点に留意する必要があること
 - ① 第 18 条（罰則）については、命令と公表、罰則の運用順序を確定し、その内容によっては、見附市空き家等の適正管理に関する条例の規定を参考に、命令に従わず、かつ、公表されてもなお命令に従わない場合に罰則を科すこととするなど、条文の内容を再検討すること
 - ② 罰則に限らず、条文の内容については、実務的な運用との兼ね合いも踏まえ、その義務的表現の強弱や執行順序等を再検討すること

4. 検討経過

年月日	会議名等	内容
H24. 7. 18	先進地視察	老朽危険空き家対策（北海道室蘭市）
H25. 2. 6	委員会	委員会として老朽危険空き家対策の必要性を確認
H25. 2. 19	議長に提言*1	議会として老朽危険空き家対策及び条例制定の必要性の検討、並びに検討組織を指定するよう提言
H25. 3. 15	課題調整会議	委員会でさらに検討するよう決定
H25. 3. 22	委員会	老朽危険空き家等の対策を閉会中の所管事務調査に決定
H25. 5. 20	管内視察	市内の老朽危険空き家等の実態を現地調査
	委員会	老朽危険空き家等の実態、市の施策等を調査
H25. 7. 4	先進地視察	空き家バンク制度（福岡県豊前市）
H25. 9. 26	勉強会	委員会として条例制定の必要性を確認
H25. 9. 30	議長に報告*2	委員会として条例制定に向けて取り組む意向であることを報告

年月日	会議名等	内容
H25. 12. 18	課題調整会議	委員会で条例制定に向けて検討するよう決定
H25. 12. 19	勉強会	条例制定に向けた進め方、求められる事項を整理
H26. 1. 21	勉強会	条文検討
H26. 2. 10	勉強会	条文検討
H26. 2. 21	委員会	条例（案）の取りまとめ
H26. 3. 17	委員会	条例（案）の取りまとめ

5. 参考資料

- ・ 課題調整会議への提言について（依頼）*₁
- ・ 空き家等の適正管理に係る総務常任委員会の方針について（報告）*₂
- ・ 上越市空き家等の適正管理に関する条例（たたき台）について（照会）、（回答）